

令和6年度「埼玉わっしょい大使」募集要項

Instagramを使い、埼玉県産農産物のPRを行っていただく「埼玉わっしょい大使」を募集します。

1 活動内容

- (1) 埼玉県産農産物の写真、農産物を使用したグルメの写真などを、紹介文(買える場所、食べられる場所、PR等)とともに、ご自身のInstagramに投稿し、埼玉県産農産物をPRしていただきます。(月1回以上)
- (2) 月1回程度のは場見学や年4回程度の研修会に参加し、埼玉県産農産物についての知識を深め、より効果的な県産農産物のPR方法等について学んでいただきます。

2 応募条件

以下の条件を全て満たす方。

- (1) 埼玉県産農産物に興味があり、Instagramのアカウントを持っている18歳以上の方。※アカウントは公開アカウントとしてください。
- (2) ZOOM会議に対応できる環境がある方(オンラインによる研修会の際に使用します)。
- (3) 平日の研修会に参加できる方(年4回程度)

※過去に「埼玉わっしょい大使」の経験がある方の応募も可とします。

※令和6年度「埼玉県広報アンバサダー(*)」との兼任も可能です。

* 埼玉県広報アンバサダーとは、埼玉県が任命し、若者等が見たい・知りたい視点で県の魅力・取組をPRするインスタグラマーです。埼玉わっしょい大使と同じ期間に令和6年度「埼玉県広報アンバサダー」を募集しています。兼任を希望される場合は、令和6年度「埼玉県広報アンバサダー」募集要項を必ずご確認ください。

3 募集人数

5名(複数名で1つのアカウントを運営している場合1名として数えます。)

4 募集期間

令和6年4月1日(月曜日)から令和6年4月22日(月曜日)

5 任期

令和6年6月1日(土曜日)～令和7年5月31日(土曜日)

6 応募方法

以下の（１）と（２）の両方を行ってください。

- （１）県の電子申請システムにて、入力フォームに申請内容を入力の上、県農業ビジネス支援課あて提出する。
- （２）インスタグラムにて、「埼玉県産の農産物（農産物、料理、加工品等）」をテーマとして投稿を行う。
※投稿の際には、@saitama_wassyoi をタグ付けし、「#埼玉わっしょい大使 2024 応募」のハッシュタグを付けてください。

7 選考

（１）審査

審査は、申請内容及びテーマ投稿をもとに書面により行います。

（２）結果

審査結果は、5月8日（水）までにインスタグラムのダイレクトメールにて応募者全員に御連絡します。

8 任命式・研修会

- （１）審査通過者（大使候補者）には、5月21日（火）に任命式を予定しています。
- （２）大使には、ほ場見学や年4回程度の研修会に参加していただきます。（交通費は自己負担）
第1回研修会 5月21日（火）
第2回研修会 9月下旬
第3回研修会 1月下旬
第4回研修会 3月中旬
※いずれも平日を予定

9 その他

- （１）記念品として交通系ＩＣカード（ＩＣカード預り金を含む15,000円分）又は相当品をお渡しします。
- （２）各種イベントの御案内、旬の農産物情報を御提供します。

10 問合せ先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課 販売対策・6次産業化担当
電 話：048-830-4106
メール：a4105-05@pref.saitama.lg.jp